

令和6年度（第13期）事業計画書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

I. 重点施策

- (1) 協会員は憲章に掲げる行動規範を遵守し、品位を維持する。
- (2) 交通安全教育を徹底し、交通災害を撲滅する。
- (3) 当該事業の内容を常に精査し、変化しつつある需要に的確な対処をすべく、適法・適切な契約を堅持する。
- (4) 入札制度参画にあつては、総合評価方式の導入を適宜訴えかける。
- (5) 会員各社構成員の業務研修の主宰にあつては、業界人としての知見の研鑽を企図した研修体制を構築する。
- (6) 運転サービス士主体の事業開催を企図し、運行サービスの品位向上を目指す。
- (7) 協会ホームページを適宜刷新し、充実した情報提供に努める。
- (8) 専門校にあつては、常に高品位な運転サービス士の育成を旨とする。
- (9) 各地区委員会の活動をとおして、各会員の相互理解を深め交流を醸成する。
- (10) 一般社団法人法に沿った協会運営を構築する。

II. 『定款に基づく事業』

- (1) 自家用自動車管理業に関する調査及び研究
 - ・当該事業に対する顧客動向の調査及び事業展開に関連する法規等を覚知することを重視し、行政機関からの情報収集ならびに、適正対処の方策を研究する。
- (2) 自家用自動車管理業に関する指導及び研修会、セミナー等の開催
 - ・当該業務知識の高揚を目途とした各種研修会を実践することで、当業界の倫理を醸成する。
- (3) 自家用自動車管理業に関する情報の収集及び提供
 - ・関係機関及び行政当局からの情報収集または情報提供・交通事故実態調査
- (4) 自家用自動車管理業に関する人材育成
 - ・当該業務知識を包含する運行管理士の育成・運転士専門校の運営
- (5) 自家用自動車管理業に関する内外関係機関との交流及び協力
 - ・関係機関および他団体等との交流実践・賀詞交歓会
- (6) 前号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
 - ・当該事業にとって想定される法律改正および規制強化等を踏まえ、必要に応じて対処措置等を検討討議する専門プロジェクトチームを編成する。

1. コンプライアンス事業（コンプライアンス委員会）

- (1) 協会憲章及び行動規範を重視した委員会討議を実践する。
- (2) 政府による働き方改革の推進を覚知し、「時間外労働時間の抑制、拘束時間、休憩時間等の改正」等に対応すべく、行政当局の意向注視、他産業との類例比較等の研究活動を積極的に行うとともに、コンプライアンス委員会にて講師を招き勉強

会、研究会を実施する。

- (3) 「時間外労働上限960時間」及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の各社の対応について検討協議する。
- (4) 法令順守の普遍性および重要性を協会員に啓発し、以て当協会の倫理を確立する。

2. 研修事業（研修委員会）

- (1) 「管理実務担当者勉強会」を東京、大阪、名古屋の3地区で実施する。
- (2) 「運転サービス士研修会」を東京、大阪、名古屋の3地区で実施する。
- (3) 「管理実務担当者勉強会」と「運転サービス士勉強会」の同時開催を札幌、仙台、福岡の3地区で実施する。
- (4) 協会員が適宜実施する各種研修会にあっては、必要に応じて支援する。

3. 広報事業（広報委員会）

- (1) 協会ホームページの充足度合を常に精査し、最新の情報提供を図る。
- (2) 当協会に係る他団体等のイベントには、要請に応じて参加協力する。
- (3) 日本自動車会議所主催「交通安全・アクション2024」への協力

4. 総務事業（総務委員会）

- (1) 時流の変化を見据えた当協会のあるべき姿勢、および将来像等を広義に亘り議論し、その方向性を模索する。
 - ・社会的に変化しつつある多種多様な移動ニーズに対し、当該事業に関連する課題等を鋭意検討する。
- (2) 協会全般の事務手続き、および運営基準等について審議する。
- (3) 新規に入会の意向を示す法人等に対する事前調査、および審査を厳格に実施するとともに、既存会員との調整を行なう。
- (4) 表彰制度の実施にともない、事前審査を行なう。
- (5) 内外関係機関との交流方策を常に検討し、適宜実践するとともに、協会主催の関係各位による交流会「定時総会時懇親会・新年賀詞交歓会」の運営充実を図る。

5. 専門校運営事業（専門校運営委員会）

- (1) 乗用車コースおよびバスコースを設定し充実を図る。
- (2) 東京校年13回および関西校年6回の開校を予定する。
- (3) 協会HPおよび講習会、研修会で開校情報を発信し、受講者増を促進する。

6. 資格制度事業（資格制度委員会）

- (1) 「運行管理士」新任講習を東京、大阪の2地区で実施する。
- (2) 「自家用自動車管理請負契約書」の基本契約書の見直し、検討する。

7. 定例委員会

- (1) 会員各社の職位に関わらず、積極的な当委員会への参加を促し、協会を取り巻く種々の課題および、懸念事項等に対して常に共通認識を維持する会議体とする。
- (2) 必要に応じて各界有識者等による講演会を企画することとし、参加協会員の素養の高揚および、憲章に掲げる倫理観の涵養を目途とする。
- (3) 年4回定例委員会を実施する。特に第3回の定例委員会は事業研究会として海外視察研修を実施する。

8. 地区委員会

- (1) 全国に展開する会員各社の各地区における共通課題等について、鋭意協議するとともに、地域性を鑑みた研究ならびに、調査等を実践する。
- (2) 各地区における会員ならびに、他産業等との交流を行ない、相互理解を深める。
- (3) 北海道地区・東北地区・関東地区・中部地区・関西地区・中四国地区、九州地区の7地区において、委員会活動を実施する。

9. 研修競技運営委員会

- (1) 運転士を主体とした研修及び競技を実施し、運転技術、品位の向上を目指す。
- (2) これまでのコンテストの歴史を引き継ぎながら新たな要素を取り入れ進化させていく。
- (3) 協会会員・賛助会員及びその家族が1名でも多く参加してもらえるように体験型イベント・企画の検討

以上